

山梨県市町村総合事務組合からのお知らせ

**「交通災害共済」は  
令和7年度を最終募集とし  
廃止となります**

— 交通災害共済見舞金請求について —

共済加入期間中に、不幸にして交通事故にあわれた場合は、**交通事故発生日から2年以内**に必ず**請求**してください。

請求期間は交通事故が発生した日の翌日から2年以内です。

〈例〉

令和7年3月31日に交通事故にあわれ、医師の治療を受けられた方の交通災害共済見舞金の請求期限は、令和9年3月31日までです。

※請求期限日が市役所が休みの場合は、休みの前日までです。

当制度への長期にわたるご支援、ご協力に感謝申し上げますとともに、  
制度廃止についてご理解いただきますようお願い申し上げます。

詳しくは、南アルプス市役所市民部市民活動支援課(TEL:055-282-6493)  
または、山梨県市町村総合事務組合(TEL:055-235-3237)までお問い合わせください。